

|                                                                            |                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>さいたま市契約公報</b></p> <p><b>第 2 1 号</b></p> <p>令和 6 年 1 1 月 1 5 日 発行</p> | <p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

## 目 次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）

- さいたま市デジタル基盤ソフトウェアライセンス…………… 1
- さいたま市福祉医療システム機器等賃貸借…………… 5

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・再生コピー用紙（A 4）（単価契約）…………… 9
- ・さいたま市立病院医療総合情報システム更新（新病院）の  
賃貸借及び保守（再リース）…………… 9
- ・さいたま市立病院医療総合情報システム用クライアント機器の  
賃貸借及び保守（再リース）…………… 9
- ・消防救急デジタル無線基地局設備更新業務…………… 9

### 一般競争入札の告示（8 件）

- さいたま市魅力発信動画制作放映業務…………… 1 0
- 普通貨物自動車賃貸借（令和 7 年度導入）…………… 1 3
- 令和 6 年度小学校理科教育設備整備等備品…………… 1 6
- さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）  
印字製本封入封緘業務…………… 1 9
- さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）  
印字製本封入封緘業務…………… 2 2
- さいたま市個人住民税申告等に係るノート型  
パーソナルコンピュータ賃貸借…………… 2 5
- さいたま市母子健康手帳（別冊）等印刷及び挟み込み業務…………… 2 8
- さいたま市立浦和南高等学校事務室・職員室複写機賃貸借…………… 3 1

## 〔水道局〕

### 一般競争入札の告示（2 件）

- 浄配水場運転管理業務…………… 3 3
- 配水池・混和池等清掃業務…………… 3 8

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

### さいたま市公告（調達）第 1 0 2 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市デジタル基盤ソフトウェアライセンス

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 4 月 10 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「コンピューターソフト」の資格を有すると認められた者又は令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」内の受注希望業務「その他の電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に同営業種目で登載されている者又は令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。これらの名簿に登載のない者（当該営業種目又は当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 6 年 1 月 26 日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048(829)1103

(2) 交付期間

公告の日から令和6年12月5日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和6年12月5日(木)までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 業務効率化・インフラ担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和6年12月19日(木)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年1月6日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月7日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年1月7日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話　048（829）1033　FAX　048（829）1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話　048（829）1103　FAX　048（829）1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所  
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付  
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において  
無償で交付する。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>  
イ 申請場所  
さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話    048（829）1179    FAX    048（829）1986  
ウ 受付時間  
休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Contract for tender:  
Digital infrastructure software license
- (2) Date and time of tender:  
January 7, 2025, 10:00 a.m.
- (3) Contact point for the notice:  
Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1103

## さいたま市公告（調達）第 103 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 月 15 日

さいたま市長    清   水   勇   人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市福祉医療システム機器等賃貸借
- (2) 借入場所  
さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 借入期間  
令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年11月27日（水）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去2年の間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
担当 医療係   電話 048（829）1279
- (2) 交付期間  
公告の日から令和6年12月5日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 交付費用  
無償

## 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
  - 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
  - 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
  - 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
  - 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付方法
    - 全て郵送とする。
  - (2) 交付日
    - 令和6年12月13日（金）までに交付するものとする
- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法
    - 単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
    - ア 受領期限
      - 令和6年12月26日（木）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
    - イ 送付先
      - 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課医療係
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 日時
      - 令和6年12月27日（金）午後2時00分
    - イ 場所
      - さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室
  - (4) 入札保証金
    - 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (5) 開札の日時及び場所
    - ア 日時
      - 令和6年12月27日（金）入札終了後、直ちに行う。

## イ 場所

6 (3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 15 年さいたま市制定）第 15 条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
電話   048（829）1279    FAX   048（829）1960

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

## イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話   048（829）1179    FAX   048（829）1986

## ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Hardware and software pertaining to the Health and Welfare System of Saitama City

(2) Date and time of tender:



December 27, 2024, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Child Rearing Support Division, Department of Child Development, Bureau of Child Development, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1279

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公告（調達）第 104 号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 11 月 15 日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①104-1 ②再生コピー用紙（A4）（単価契約） 約20,192箱 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年9月11日 ⑤TOPPANエッジ株式会社埼玉営業所 所長 吉田拓真 さいたま市大宮区桜木町1-9-6 ⑥2,280円（単価） ⑦一般競争入札 ⑧令和6年7月31日さいたま市公告（調達）第88号

①104-2 ②さいたま市立病院医療総合情報システム更新（新病院）の賃貸借及び保守（再リース） 一式 ③さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室 さいたま市緑区大字三室2460 ④令和6年10月4日 ⑤FLCS株式会社関東信越支店 支店長 大塚嘉浩 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥14,619,000円（月額） ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

①104-3 ②さいたま市立病院医療総合情報システム用クライアント機器の賃貸借及び保守（再リース） 一式 ③さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室 さいたま市緑区大字三室2460 ④令和6年10月4日 ⑤FLCS株式会社関東信越支店 支店長 大塚嘉浩 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥4,620,000円（月額） ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

①104-4 ②消防救急デジタル無線基地局設備更新業務 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和6年10月18日 ⑤東日本電信電話株式会社埼玉

事業部 執行役員埼玉事業部長 市川泰吾 さいたま市浦和区常盤5-8-17 ⑥1, 199, 000, 000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

○一般競争入札の告示

## さいたま市告示第1826号

さいたま市魅力発信動画制作放映業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年11月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市魅力発信動画制作放映業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「映画・ビデオ・写真等」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和4年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

担当   シティセールス担当    電話   048（829）1034

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 11 月 25 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年  
さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 11 月 27 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－2 1 ときわ会館 3 階第 3 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・広域行政・SDG s 推進担当

電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 0 3 3    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 7

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 0 3 4    F A X    0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 7

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1809号

普通貨物自動車賃貸借（令和7年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

普通貨物自動車賃貸借（令和7年度導入）

#### (2) 借入場所

入札説明書のとおり

#### (3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質 仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和7年11月4日から令和12年11月3日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和4年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間1台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課  
担当 中村    電話 048 (829) 1174

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 11 月 29 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年  
さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 6 年 11 月 29 日（金）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588    さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市役所財政局財政部庁舎  
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 12 月 5 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料 1 月当たりの 1 台の額を記入すること。なお、落札

決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年12月11日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月13日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話    048（829）1174    FAX    048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1830号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年11月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）  
令和6年度小学校理科教育設備整備等備品
- (2) 納入場所  
さいたま市桜区神田541-1    さいたま市立神田小学校    外9校
- (3) 数量・特質等  
入札説明書のとおり
- (4) 納入期限  
令和7年2月14日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが



なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係   電話 048（829）1181

#### (2) 交付期間

告示の日から令和6年11月27日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和6年12月2日（月）及び令和6年12月3日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

### 6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和6年12月18日（水）午後2時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和6年12月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

7(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　048（829）1181　FAX　048（829）1986

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

## 9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1814 号

さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 8 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）印字製本封入封緘業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 6 月 20 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」内の受注希望業務「封入封緘」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

- (7) 本入札の告示日から過去 2 年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、一つの契約において履行件数が 5 万件以上の印字製本封入封緘業務の履行実績があることを証明した者

であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市財政局税務部市民税課

担当 市民税システム係   電話   048（829）1198

#### (2) 交付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付方法

CD-ROM

#### (4) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

全て郵送とする。

#### (2) 交付日

令和6年11月29日（金）までに交付するものとする。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月6日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部税制課

電話　048（829）1160　FAX　048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部市民税課

電話　048（829）1198　FAX　048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1815 号

さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 8 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）印字製本封入封緘業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和 7 年 1 月 6 日から令和 8 年 3 月 16 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」内の受注希望業務「封入封緘」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付

与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1 ( I S O / I E C 2 7 0 0 1 ) の認定を受けている者であること。

- (7) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が5万件以上の印字製本封入封緘業務の履行実績があることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局税務部市民税課  
担当   市民税システム係   電話   048（829）1198

#### (2) 交付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付方法

C D - R O M

#### (4) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

全て郵送とする。

#### (2) 交付日時

令和6年11月29日（金）までに交付するものとする。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月6日（金）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部税制課

電話　048（829）1160　FAX　048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部市民税課

電話　048（829）1198　FAX　048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他



- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 1816 号

さいたま市個人住民税申告等に係るノート型パーソナルコンピュータ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 8 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市個人住民税申告等に係るノート型パーソナルコンピュータ賃貸借
- (2) 借入場所  
さいたま市中央区下落合 5－7－10 外
- (3) 数量・特質等  
仕様書のとおり
- (4) 借入期間  
令和 7 年 1 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA 機器リース等」で登録されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者  
イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市財政局税務部市民税課  
担当 市民税システム係    電話 048（829）1198
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和6年11月25日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付方法
- CD-ROM
- (4) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- 全て郵送とする。
- (2) 交付日
- 令和6年12月2日（月）までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
- 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 9 日 (月) 午前 1 1 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市役所西会議棟 2 階第 3 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則 (平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号) 第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 9 日 (月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市財政局税務部税制課

電話    0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 1 6 0    F A X    0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 8 6

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4    さいたま市財政局税務部市民税課

電話    0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 1 9 8    F A X    0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 8 6

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1819号

さいたま市母子健康手帳（別冊）等印刷及び挟み込み業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市母子健康手帳（別冊）等印刷及び挟み込み業務

(2) 履行場所

受託者作業場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和6年12月6日から令和7年3月24日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「パンフレット等」若しくは「デザイン」又は業務「文書管理」内の受注希望業務「封入封緘」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p117277.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部母子保健課

担当 よりそい支援係 電話 048（829）1581

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留を含む。）による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年11月29日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市役所西会議棟 2 階第 3 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

電話　0 4 8（8 2 9）1 9 0 9　F A X　0 4 8（8 2 9）1 9 6 0

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市子ども未来局子ども育成部母子保健課

電話　0 4 8（8 2 9）1 5 8 1　F A X　0 4 8（8 2 9）1 9 6 0

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部母子保健課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第1818号

さいたま市立浦和南高等学校事務室・職員室複写機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年11月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立浦和南高等学校事務室・職員室複写機賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市南区辻6-5-31 さいたま市立浦和南高等学校事務室・職員室内

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課  
担当 管理係 電話 048（829）1673

#### (2) 交付期間

告示の日から令和6年11月29日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 受付期間

3(2)に同じ

##### (3) 受付場所

3(1)に同じ

##### (4) 提出方法

持参

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

3(1)に同じ

##### (2) 交付日時

令和6年12月6日（金）午前9時から午後4時まで

##### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札方法

単価（使用料及び月額賃借料）で行う。入札金額は、1枚当たりの使用料の額及び1月当たりの月額賃借料の見積単価に基づき5年間の合計金額を算出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月13日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

##### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。



(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4    さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課  
電話   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 6 7 3    F A X   0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 0

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

〔水道局〕

○一般競争入札の告示

**さいたま市水道局告示第 1 5 4 号**

浄配水場運転管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

さいたま市水道事業管理者   小   島   豪   彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

浄配水場運転管理業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区御蔵 1 5 6 7 - 1    さいたま市水道局配水管理事務所

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「施設運転管理」内の受注希望業務「浄・配水場施設運転管理」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が同一入札に参加していないこと。

- (5) 本入札の告示日において、平成 2 6 年度以降、日本国内において、末端給水を主たる業務目的とする施設能力 1 0 0, 0 0 0 m<sup>3</sup>/日以上（一事業体で複数の施設合計実績でも可）の浄水場、配水場施設の運転管理業務を単体企業として一事業体と契約を締結し、連続して 2 年以上履行を誠実に完了した実績を有する者であること。

- (6) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (7) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア    さいたま市浦和区常盤 6 - 1 4 - 1 6    さいたま市水道局業務部管財課  
担当   契約係   電話   0 4 8 ( 7 1 4 ) 3 0 8 0

イ    さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/070/072/p112258.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）まで（4(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

5 仕様書解凍用パスワードの交付

本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。

(1) 申請様式交付場所

4(1)イに同じ

(2) 受付先

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

(3) 受付期間

4(2)に同じ

(4) 通知方法

電子メール

6 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 3(5)の条件について証明する契約書の写し及び検査結果通知書等の写し

(2) 受付期間

4(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

7 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年11月28日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送にて交付を希望する者については、6の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4(1)イに同じ）から質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

### (1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

### (2) 受付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）午後4時まで

### (3) 提出方法

FAXまたは電子メール

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月28日（木）に入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者に交付する。

## 9 入札手続等

### (1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和6年12月6日（金）午後5時まで

イ 送付先

6(3)に同じ

### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月10日（火）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

### (4) 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第22条第1項第3号の規定により免除とする。

### (5) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ 9(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

ウ 最低制限価格を下回る入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16    さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080    FAX 048(832)3336

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者は、令和6年12月3日(火)までにさいたま市水道局業務部管財課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

12 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

(6) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きを行い落札者を決定する。

13 経済安全保障推進法に基づく審査への対応について

- (1) 本業務の対象となる設備は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第５０条第１項に定める特定重要設備に該当し、本市は同項の特定社会基盤事業者に該当する。特定社会基盤事業者は、導入等計画書を作成し経済安全保障推進法の規定に則って審査を受ける必要があるため、落札者は、導入等計画書の作成にあたって記載が必要になる事項を速やかに提出すること。なお、事業所管大臣による審査が完了後、落札者決定の通知をするものとする。
- (2) １３(1)の審査の結果、「導入の中止」等の勧告が行われ、対応できない場合には、当該落札者が行った入札を無効とし、当該落札者の次に、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 導入等計画書の作成・届出を行うに当たっては、関係法令の他、「水道分野の経済安全保障に係る特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する導入等計画書作成・届出ガイドライン」等を参照すること。
- (4) 特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合がある。そのため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応を求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性がある。

#### １４ その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/002/index.html>
- (5) 本業務は債務負担行為該当案件である。

### さいたま市水道局告示第１５５号

配水池・混和池等清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和６年１月１１日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

#### １ 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
配水池・混和池等清掃業務
- (2) 履行場所  
さいたま市緑区上野田９９２－１（南部配水場内）外４か所
- (3) 業務概要  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、次のすべてに該当する者であること。

ア 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「清掃」の等級区分がA級で、かつ、受注希望業務「貯水槽清掃」で登載されている者

イ 本市内に本店を有している者

ウ さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の登録がある者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
担当 契約係 電話 048(714)3080

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/070/072/p112258.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）まで（4(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

5 仕様書解凍用パスワードの交付

本件に係る仕様書には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。

(1) 申請様式交付場所

4(1)イに同じ

(2) 受付先

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

(3) 受付期間

4(2)に同じ

(4) 通知方法

電子メール

6 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 3(1)ウの条件について証明する書類の写し

(2) 受付期間

4(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

7 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和6年11月28日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送にて交付を希望する者については、6の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4(1)イに同じ）から質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
契約係



電話 048 (714) 3080 FAX 048 (832) 3336

電子メールアドレス [suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)

(2) 受付期間

告示の日から令和6年11月22日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

FAXまたは電子メール

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月28日（木）に入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者に交付する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和6年12月6日（金）午後5時まで

イ 送付先

6(3)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月10日（火）午前9時35分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

4(2)に同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ 9(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16    さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080    FAX 048(832)3336

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者は、令和6年12月3日(火)までにさいたま市水道局業務部管財課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

12 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、くじ引きを行い落札者を決定する。

13 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/002/index.html>